

東大和市工事成績評定要綱の運用基準

平成24年7月19日
市長決裁

第2条関係（評定の対象）

1) 契約金額が100万円未満の工事及び下記に該当する工事については、工事成績評定の対象より除外する。

- ① 緊急、災害時などの応急的な復旧工事
- ② 道路・河川・排水路等の浚渫及び除草、清掃工事
- ③ 数箇所をまとめた軽微な維持補修工事
- ④ 建築物・構造物の解体、撤去のみの工事
- ⑤ 国、地方公共団体その他公法人を契約の相手方とする工事

第6条、第7条及び第8条関係（評定の方法）

1) 工事成績評定要綱第6条に定める主任監督員及び担当監督員が行う「基本的な技術力と成果の評価」は、工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）によるものとし、別表の評定項目別運用表に基づき評価するものとする。

2) 総括監督員は、工事経過把握及び監督員の指導、管理等のため、主任監督員及び担当監督員の評価内容を確認、点検を行った上、評価するものとする。

3) 檢査員は、最終的に完了した工事を引き取るための立場であることを認識し、出来ばえ等の評価においては、第三者の見地から慎重な検査により評価するものとする。

4) 評定の手順は別紙「工事成績評定記載要領」に従い行うものとする。

なお、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

第12条及び第13条関係（評定結果の通知及び苦情の申出）

1) 檢査担当課長は、工事成績評定要綱第12条による通知を受けた請負者が、同条の規定による通知内容に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して、14日以内（期間の末日が休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に市長に対し、書面により苦情の申出ができるることを知らせなければならない。

2) 前項の苦情申出書は、検査担当課長に提出するものとする。

第15条関係（評定の修正）

1) 修正する必要があると認められる場合とは、評定通知後、住民からの苦情・紛争等及び検査員が検査時において気づかなかった事項（引き取り後の構造物・構築物の破損等手抜き工事の発覚、工事が起因と思われる構造物・構築物等への影

響等)が明らかになった場合であり、また修正する必要があると認められる期間は、原則として当該請負工事の契約書における契約不適合責任期間内とする。

- 2) 修正の是非の判断は、検査担当課長が工事主管課長と協議の上、当該工事の検査事務を担当する部の長の承認を得て決定するものとする。
- 3) 検査担当課長は、前項の修正が必要と決定された場合は、遅滞なくその結果を、理由書(任意様式)を添付の上、当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に完了検査を行う工事について適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和3年6月22日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に完了検査を行う工事について適用する。

評定項目別運用表

評定項目	評定細目	A (評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。)	B (問題がない)	C (評価対象項目の遂行に、多少の遅れや誤り等があり監督員が指示、指導をした。)
施工体制	施工体制全般	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されるなど、体制の確立に優れていた。 優秀な熟練工が多く、作業態度も優れていた。 書類は、間違いや手直し等がなく、内容が優れ良く整理されていた。 	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳又は施工体系図に不備があった若しくは現場の施工体制との不一致があった。 施工体制又は施工管理体制が不十分であった。 現場と本社、協力会社等の協力体制に問題があった。 下請負人の管理が行き届いてなく、施工に支障をきたした。 書類の提出がしばしば遅れ、間違いや手直しがあった。
	配置技術者	<ul style="list-style-type: none"> 全体を十分に把握し、工事現場の運営、取締りが万全であった。 施工又は管理に関して技術的判断が優れていた。 監督員への報告や連絡を積極的に行い、問題に的確に対応した。 現場運営に関し、創意工夫の提案を行う等の積極性がみられた。 		<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人等、配置技術者の職務の執行について、不適当な部分や能力不足が見られた。 監督員への報告や連絡義務に怠りがあった。
	対外調整	<ul style="list-style-type: none"> 対外調整に関し、自ら積極的かつ的確に対応し良好な解決に役立った。 適切な周辺環境対策の実施により、終始円滑な工事の進捗が図られた。 自ら積極的に関連工事調整に協力し、関連工事の円滑な施工に寄与した。 		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との調整について不手際があった。 周辺環境対策への努力(配慮)を怠り、第三者からの苦情があった。 苦情処理の報告書及び折衝議事の作成に怠りがあった。 関連工事の調整に非協力的であった。
現場管理	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全教育が末端まで周知徹底されていた。 仮設、機械及び危険物の安全点検、周辺構造物への配慮等、事故の未然防止に対する取組みが非常に優れており、かつ十分に機能していた。 安全施設の設置、点検等が優れており、要員の配置も十分に行われていた。 	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 安全施設の設置・点検及び要員の配置が不十分であった。
	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> 工事全般にわたり綿密に工程計画が立てられ、各工種と全体との整合が優れていた。 条件変更又は地元調整等により、工期延長をすべき理由があったにもかかわらず、契約工期内に工事を完成させた。 各種制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等、円滑な工事進捗に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> 工事全般にわたり工程計画が不十分なため、各工種と全体との整合がとれず、工程計画の見直しが必要であった。 状況変化への対応が不十分であり、工程に影響が出た。 関連工事との調整が遅れがちで、工事の進捗に支障をきたした。 自主的な工程管理がなされず、工事の進捗に支障をきたした。
施工管理	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画は、契約図書の内容が十分に把握され非常に優れていた。 施工計画、施工図等は、適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。 工事記録写真は、内容、表現、整理ともに優れていた。 	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画の内容に不備があった。 工事の施工に当たり、設計図書等の把握が不十分であったため、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。 見本又は工事記録写真等の記録に不備があった。
	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 材料の品質及び形状のばらつきが極めて少なく、監督員の承諾を受けている。 品質管理に独自の工夫があり、他の模範となる。 品質確保のための管理記録等の内容、表現、整理ともに優れていた。 		<ul style="list-style-type: none"> 材料の品質が低く、又ばらつきも目立ち、監督員の承諾を受けていない。 品質管理が不十分で、適切に処理されていない。 工事材料の検査義務、工事記録の整備等に怠りがあった。
	出来形管理	<ul style="list-style-type: none"> 仕上がりが非常にきれいで、手直しがなかった。 仕上げの均一、平坦性や各部の納まりが良い。 出来形管理図又は出来形管理表の内容、表現が優れていた。 		<ul style="list-style-type: none"> 仕上がり状況に見劣りする部分があった。 出来形寸法及び外観に不十分な部分があり、手直しもあった。 出来形管理図又は出来形管理表に不備があった。